

○富士市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和 5 年 3 月 31 日

議会訓令甲第 1 号

改正 令和 7 年 3 月 12 日 議会訓令甲第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富士市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年富士市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法

第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123

号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をや

めたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第19条第1項の開示請求をする者が開示請求に係る保有個人情報の本人の委任による代理人である場合は、次の各号の書類のいずれかを提出しなければならない。

(1) 本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書

(2) 本人が氏名を自書した委任状及び運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し

(3) その他議長が適当と認める書類

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報非開示決定通知書（第3号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（第7号様式）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第8号様式）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（第9号様式）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付
- (2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、議会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスク、光磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「フレキシブルディスク等」という。）に複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第10号様式）により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合

にあつては、その旨

- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(保有個人情報の開示の実施)

第18条 保有個人情報記録された文書等（条例第28条第1項本文に規定する保有個人情報記録されている文書、図画又は電磁的記録をいう（文書、図画又は電磁的記録を複製したもの並びに第16条第2号アに規定する用紙に出力したもの及びこれを複製したもの並びに専用機器により再生したものを含む。）。以下この条及び次条において同じ。）の閲覧又は視聴は、議長が指定する期日及び場所において行う。

- 2 議長は、開示決定を受けた者で閲覧又は視聴により保有個人情報の開示を受けるものが当該閲覧又は視聴に係る文書等を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該文書等の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

- 3 文書等の写し（第16条第1号に規定する録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複製したもの並びに同条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複製したもの並びにフレキシブルディスク等に複製したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

(保有個人情報記録された文書等の写し等の作成につき負担すべき費用の額の減免)

第19条 条例第30条第3項の規定により同条第2項に規定する写し等の作成及び送付に係る費用の額の減免を受けようとする者は、第9条の保有個人情報開示請求書の提出を行う際に、併せて当該減免を求める理由を記載した書面を議長に提出しなければならない。

- 2 前項の書面には、条例第28条第1項本文の保有個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(送付に要する費用の納付の方法)

第20条 条例第30条第2項の費用の納付方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手で納付する方法
 - (2) 現金で納付する方法
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める方法
- (訂正請求書)

第21条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第11号様式）によるものとする。

2 条例第32条第1項の訂正請求をする者が訂正請求に係る保有個人情報の本人の委任による代理人である場合は、次の各号の書類のいずれかを提出しなければならない。

(1) 本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書

(2) 本人が氏名を自書した委任状及び運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し

(3) その他議長が適当と認める書類

(訂正決定通知書等)

第22条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第12号様式）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第13号様式）とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第23条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第14号様式）とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第24条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第15号様式）とする。

(保有個人情報提供先への訂正実施通知書)

第25条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書（第16号様式）とする。

(利用停止請求書)

第26条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第17号様式）によるものとする。

2 条例第39条第1項の利用停止請求をする者が利用停止請求に係る保有個人情報の本人の委任による代理人である場合は、次の各号の書類のいずれかを提出しなければならない。

(1) 本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書

(2) 本人が氏名を自書した委任状及び運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し

(3) その他議長が適当と認める書類

(利用停止決定通知書等)

第27条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（第18号様式）とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第19号様式）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第28条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第20号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第29条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第21号様式）とする。

（審査会諮問通知書）

第30条 条例第45条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（第22号様式）により行うものとする。

（施行状況の公表の方法）

第31条 条例第51条の規定による施行状況の公表は、市の掲示場への掲示、市議会だより及び市ウェブサイトへの登載その他議長が必要と認める方法により行うものとする。

（委任）

第32条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月12日議会訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。